

## オゾン層保護対策の経緯

- 1974年 6月 米国カリフォルニア大学ローランド教授及びモリーナ博士が CFC によるオゾン層の破壊及びその結果として人や生態系への影響が生じる可能性を指摘した論文を発表
- 1985年 3月 「オゾン層の保護のためのウィーン条約」を採択  
12月 英国のファーマン博士らが南極上空のオゾン減少について報告
- 1987年 9月 「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」を採択
- 1988年 5月 「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」(オゾン層保護法)制定  
9月 ウィーン条約発効  
日本、ウィーン条約及びモントリオール議定書に加入
- 12月 ウィーン条約、日本について発効
- 1989年 1月 モントリオール議定書発効  
モントリオール議定書、日本について発効  
5月 ウィーン条約第1回締約国会議及びモントリオール議定書第1回締約国会合開催(ヘルシンキ)
- 1990年 6月 モントリオール議定書第2回締約国会合開催(ロンドン)  
特定フロンの2000年全廃、1,1,1-トリクロロエタンの規制物質への追加等を内容とする議定書の改正等を合意
- 1991年 3月 オゾン層保護法の一部改正  
6月 ウィーン条約第2回締約国会議及びモントリオール議定書第3回締約国会合開催(ナイロビ)  
9月 日本、改正モントリオール議定書(1990年改正)を受諾
- 1992年 8月 改正モントリオール議定書(1990年改正)日本について発効  
改正オゾン層保護法(1991年改正)施行  
11月 モントリオール議定書第4回締約国会合開催(コペンハーゲン)  
CFCの1996年全廃、HCF、臭化メチルの規制物質への追加等を内容とする議定書の改正等を合意
- 1993年 11月 ウィーン条約第3回締約国会議及びモントリオール議定書第5回締約国会合開催(バンコク)
- 1994年 6月 オゾン層保護法の一部改正  
9月 改正オゾン層保護法(1994年改正)施行  
10月 モントリオール議定書第6回締約国会合開催(ナイロビ)

- 1994年 12月 日本、改正モントリオール議定書（1992年改正）を受諾
- 1995年 3月 改正モントリオール議定書（1992年改正）日本について発効
- 1995年 6月 関係18省庁による「オゾン層保護対策推進会議」において、  
CFC等の回収・再利用・破壊の促進方策を取りまとめ
- 12月 モントリオール議定書第7回締約国会合開催（ウィーン）  
HFCの2020年全廃、臭化メチルの2010年全廃、途上国に対する規制スケジュールの設定を内容とする議定書の調整等を合意
- 1996年 5月 環境庁「CFC破壊処理ガイドライン」を公表
- 11月 ウィーン条約第4回締約国会議及びモントリオール議定書第8回締約国会合開催（コスタリカ・サンホセ）
- 1997年 9月 モントリオール議定書第9回締約国会合開催（モントリオール）  
臭化メチルの削減計画の前倒し、臭化メチルの非締約国との貿易の禁止、不法取引防止のためのライセンシングシステムの導入などを合意
- 1997年 9月 「オゾン層保護対策推進会議」において、CFC等の回収・再利用・破壊の促進方策をとりまとめ
- 1998年 6月 「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第3条第1項の規定に基づく同項第1号から第3号に掲げる事項」（告示）の一部を改正（環境庁・通産省）
- 11月 モントリオール議定書第10回締約国会合開催（カイロ）
- 1999年 3月 「CFC破壊処理ガイドライン」を改訂（環境庁）
- 12月 ウィーン条約第5回締約国会議及びモントリオール議定書第11回締約国会合開催（北京）  
「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令」（政令）の一部を改正（環境庁・通産省）
- 2000年 7月 「フロン回収の手引き」を公表（環境庁）  
「国家ハロンマネジメント戦略」をUNEPに提出（環境庁他）
- 12月 モントリオール議定書第12回締約国会合開催（ブルキナファソ・ワガドウグ）
- 2001年 6月 「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（フロン回収破壊法）制定
- 7月 「国家CFC管理戦略」をUNEPに提出（環境省他）
- 11月 モントリオール議定書第13回締約国会合開催（コロンボ）
- 2002年 4月 フロン回収破壊法（業務用冷凍空調機器からのフロン回収破壊）の施行